1 利用相談 2 利用申請 3 調査

福祉サービスの利用について、市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口、もしくはお近くの相談支援事業所へご相談ください。

【障がい福祉サービスの利用申請ができる人】下記のいずれかにより確認します。

- (1) 身体障がい者・・・身体障がい者手帳
- (2) 知的障がい者・・・療育手帳
- (3) 精神障がい者・・・「精神障がい者保健福祉手帳」または「自立支援医療受給者証(精神通院医療)」または「精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する 書類」または「医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること)」
- (4) 難病等対象者・・・医師の診断書または特定疾患医療受給者証等

市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口で利用申請の手続きを行ってください。

市役所福祉推進課または市が委託する調査担当事業所による調査員が、本人等と面談を行い現状の状況について聞き取り調査を行います。

聞き取り調査の結果と医師意見書に基づき、出雲市障がい支援区分認定審査会で 障がい支援区分が認定されます。

【障がい支援区分】

障がい支援区分:軽い方から非該当・区分1~区分6の7段階 障がい支援区分認定の有効期間:身体・知的=原則3年、精神=原則2年

相談支援事業所により、ご本人の生活・家族状況、障がい福祉サービスの利 用意向等を確認し、「サービス等利用計画(案)」が作られます。

「サービス等利用計画(案)」を踏まえて、市がサービス支給量を決定し、受給者証を交付します。

7 利用契約・サービス利用開始

相談支援事業所はサービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する計画を作成します。利用者とサービス提供事業 所が契約を結んでサービスが開始となります。

注意事項

4

5

6

審查会•

区分認定

計画の作成

支給決定・

受給者証交付

- ・出雲市での障がい福祉サービス利用の流れを示しています。
- ・利用されるサービスによって、3 調査 及び4 審査会・区分認定が無い場合があります。 詳しくは市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口へお問い合わせください。
- ・相談支援事業所は、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。 また、利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。

〈利用者負担金について〉

各事業の費用のうち、9割相当額を「給付費」として出雲市が支弁します。費用総額から給付費を差し引いた額(1割相当額) が利用者の皆さんにご負担いただく費用となります。

ただし、利用者の方の年齢・サービスの種類および世帯等の課税・収入状況に応じ、1か月あたりの利用者負担に上限額 (「利用者負担上限月額」)を設けています。

〈利用者負担の上限月額について〉

【在宅・通所サービス 18歳以上】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象			
一般 2	37,200円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が16万円以上				
一般1	4,600円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が16万円未満	本人+配偶者			
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯				

【施設入所 18・19歳】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象	
一般 2	37,200円	市町村民税課税世帯		
		市町村民税所得割の合計額が28万円以上		
一般1	9,300円	市町村民税課税世帯	保護者の	
		市町村民税所得割の合計額が28万円未満	住民登録世帯	
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯		

【施設入所 20歳以上、グループホーム 18歳以上】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象	
一般	37,200円 市町村民税課税世帯		本人+配偶者	
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯	本八十 <u>年</u> [[[

【生活保護受給者】 0円

〈連絡先〉

本庁	福祉推進課	0853-21-2211	湖陵支所	市民サービス課	0853-43-1215
平田支所	市民福祉課	0853-63-5567	大社支所	市民サービス課	0853-53-3116
佐田支所	市民サービス課	0853-84-0118	斐川支所	市民福祉課	0853-73-9110
多伎支所	市民サービス課	0853-86-3116			